特別講演

講演者のプロフィール

森本 郁代(もりもと いくよ)

【略歴】

大阪大学大学院博士課程修了. 博士(言語文化学).

専門は言語学・会話分析.

独立行政法人情報通信研究機構専攻研究員, 関西学院大学法学部専任講師, 准教授を経て, 2011年から関西学院大学法学部・大学院言語コミュニケーション文化研究科教授(現職). カリフォルニア大学サンタバーバラ校客員研究員, バーゼル大学客員教授.

【主要業績】

主な著書

話し合いトレーニング―伝える力・聴く力・問う力を育てる自律型対話入門. 共編著. ナカニシヤ出版, 2011.

自律型対話プログラムの開発と実践.共編著.ナカニシヤ出版,2012.

裁判員裁判の評議デザイン―市民の知が活きる裁判をめざして. 共著. 日本評論社, 2015.

裁判員裁判の評議を解剖する一ブラックボックスを開く会話分析. 共編著. 日本評論社, 2023.

主な論文

裁判員裁判の解剖—裁判員裁判における実質的協働の実現に向けて. 共著. 判例時報, No.2548, 93-107, 2023.

まちづくりの話し合いにおける参加者の気づきと学び―異世代間の対話の分析から. 日本地域政策研究, Vol. 30, 32-41, 2023.

話し合いの可能性—異質の他者との対話を通した学習とは. 共著. 社会言語科学, 23(1), 37-52, 2020.

Tte yuu ka as a repair-preface in Japanese. 共著. Research on Language and Social Interaction, 52(2), pp. 104-123, 2019.

裁判員裁判の評議のリアリティ

― 裁判官によるファシリテーションの技法の分析から―

森本 郁代 (関西学院大学)

2009年に、市民が刑事裁判に参加する裁判員制度が開始されてから、今年で15年となる. 裁判員裁判では、無作為に抽出された18歳以上の国民6名が、3名の裁判官とともに刑事裁判の公判審理に参加し、事実の認定を行い、有罪と認定された場合は量刑を決定する.制度が円滑に運営されているかを検証するため、最高裁判所は毎年、裁判員経験者及び補充裁判員1経験者に対してアンケート調査を実施しており、その結果を見ると、裁判員ないし補充裁判員に選ばれる前の気持ちについて、「積極的にやってみたい」「やってみたい」と答えた割合は、裁判員が40.2%、補充裁判員が43.8%であったのに対し、裁判に実際に参加した感想で「非常に良い経験と感じた」「良い経験と感じた」と答えた割合は、それぞれ96.3%、95.4%となっている. 裁判員・補充裁判員の辞退率の増加が指摘され、制度の持続可能性すら議論されるようになっている一方で、裁判員及び補充裁判員経験者の好意的な評価は、この制度が、国民の司法参加の意義を体現するものとして一定程度機能していると言えるだろう.

しかし、アンケートはあくまでも事後的に行われるものであり、実際の評議の様子をどれだけ反映しているのかは窺い知ることができない。裁判員制度の趣旨は、裁判員と裁判官の「実質的協働」(司法研修所、2019)であるとされているが、知識や経験が圧倒的に非対称である裁判員と裁判官が、評議において対等に議論を行い、合理的な判断を下すことが果たして可能なのかについては、制度の開始以前から懸念されてきた。先述の通り、裁判員による評価は概して高いが、自由記述の回答の中には、裁判官による誘導を指摘するものや、何のことを聞かれているのかわからず、審理・評議の段取りがつかめないまま進んでしまったとの記述も少数ながら存在する(最高裁判所、2022)。また、裁判官にとっても、裁判の知識や経験を持たない初対面の裁判員6人を含む9名もの人数での議論をファシリテートしなければならず、その困難さは想像に難くない。ところが、評議の参加者には厳しい守秘義務が課せられているため、知識や経験の非対称性が議論の進行や合意形成の過程にどのような影響を与えているのかといった評議の実態は、ブラックボックスになっているのが現状である。

制度の検証と実質的な改善を図るためには、制度の中核である評議の実態の把握と分析が必要であることは論を俟たない.これまで、裁判員裁判を対象とした研究の多くは、心理学の分

¹ 補充裁判員とは、裁判員の人数に欠員が生じた場合に、正式に裁判員となり審理や評議に加わる者を指す. 裁判員と同様、審理に立ち合い、評議を傍聴することができる. ただし、審理で証人や被告人に直接質問をしたり、評議では裁判官に求められた場合を除き意見を述べることはできず. 評決に加わることもできない.

野で行われてきたが,評議を扱ったものはそれほど多くない(藤田,2020参照). 加えて,心 理学による研究は,異なる二つの条件を設定して結果を比較するという実験手法を用いたもの が多く,また,個人単位の分析となるため,相互行為という観点から評議の「リアリティ」に 迫るには、別のアプローチが必要である.他方、言語学の分野では、テキストマイニングを用 いた計量言語学的な研究が、裁判員裁判の開始前後に行われている(堀田,2009,2010;堀田・ 藤田, 2007;藤田・堀田, 2007 など). これらの研究では, 法曹三者が実施した模擬評議をデー タとし,裁判官と裁判員それぞれの発言回数や発言比率,発語数などを定量化して,両者の間 で比較を行ったり,誰と誰がやり取りを行っているかを計測するなどの統計的な分析を行って いる. その結果, 裁判官の発言が全体の半分以上を占めていることや, 裁判官と裁判員の間の 一対一のやりとりが多く, いわば尋問型評議や教室型コミュニケーションと呼べるようなコミ ュニケーション・スタイルになっていることを見出している. この結果は, 評議における裁判 員と裁判官の実質的協働が達成されていない可能性を示唆しており,評議を進行する裁判官に 対して注意を促すものとなりうるだろう. しかし, 評議進行の改善を図るための具体的な方策 を検討するためには、そもそもなぜこのようなコミュニケーション・スタイルになってしまう のかを解明しなければならない. そのためには、評議の相互行為において、参加者が直面する 実際的問題が何であり,彼らがその都度どのようにその問題に対処しているのかについての経 験的な研究が不可欠である.

本講演では、法曹三者が実施した模擬裁判及び講演者らが自前で実施した模擬裁判のデータを題材に、講演者が共同研究者らと共に行ってきた、会話分析に基づく評議の相互行為研究の一部を紹介する。具体的には、裁判官による議論のファシリテーションの方法のいくつかに焦点を当てて、①評議の中で裁判官が直面する相互行為上の問題、②その問題に対処するために裁判官が用いている方法とそこに見られる裁判官の指向、の2点に焦点を当て、評議参加者の視点から見た評議のリアリティの一端を提示したい。

引用文献

堀田秀吾(2009). 裁判と言葉のチカラ―ことばでめぐる裁判員裁判 ひつじ書房.

堀田秀吾 (2010). 法コンテキストの言語理論 ひつじ書房.

堀田秀吾・藤田政博 (2007). 模擬評議の分析―その 2 計量言語学の観点から 季刊刑事弁護, 52, 58-61.

藤田政博 (2020). 裁判員制度についての日本国内における心理学的研究展望―裁判員制度 10 年の歩み 関西大学社会学部紀要, 52, 119-151.

藤田政博・堀田秀吾 (2007). 模擬評議の分析―その 1 コミュニケーション・ネットワークの 観点から 季刊刑事弁護, 52, 53-57.

司法研修所編 (2019). 裁判員裁判と裁判官―裁判員との実質的協働を目ざして 法曹会.

最高裁判所 (2022). 裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(令和3年度)

< https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/2022/r3-a-1.pdf> (2024年1月8日閲覧)